

## 袋井建設業会館貸出規程

(目的)

**第1条** この規程は、袋井地区建設事業協同組合（以下「組合」という。）が所有する袋井建設業会館（以下「会館」という。）の有効活用を図るため、会議室の貸出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする会議室)

**第2条** 対象とする会議室は、次のとおりとする。

- (1) 特別会議室（会長室）
- (2) 小会議室
- (3) 大会議室
- (4) 第一会議室（役員室）
- (5) 第二会議室（委員会室）

(貸出日及び貸出時間)

**第3条** 会議室の貸出日は、会館の休館日を除く日とする。ただし、組合が必要と認めるときはこの限りでない。

2 会議室の貸出時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、組合が必要と認めるときはこの限りでない。

(利用者の範囲)

**第4条** 会議室を利用することができる者（以下「組合員等」という。）は、次のとおりとする。ただし、会議室のうち大会議室及び第二会議室（委員会室）については、支障のない範囲で組合員等以外の者に利用させることができる。

- (1) 袋井地区建設事業協同組合の組合員
- (2) 一般社団法人袋井建設業協会（以下「協会」という。）、建設業労働災害防止協会静岡県支部袋井分会、一般社団法人静岡県土木施工管理技士会袋井地区及びこれらに関連する団体
- (3) その他組合が特に必要と認めた者

(利用の申込)

**第5条** 会議室を利用しようとする者は、別紙「会館利用申込書」により、原則として利用予定日の3日前までに申し込むものとする。

2 前項の利用申込は、利用予定日の属する月の6ヶ月前から行えるものとする。

(利用制限)

**第6条** 会議室を利用しようとする者について、次のいずれかに該当すると認められる場合は利用させない。

- (1) 反社会的勢力又はそのおそれがある団体
- (2) 政治活動、宗教団体の布教活動
- (3) 物品の販売を目的とする即売会、展示会、研修会等
- (4) その他組合が不相当と認めるとき

(利用料金等)

**第7条** 会議室の利用料金は、別表のとおりとする。

2 組合員等以外の者が利用を取り消す場合のキャンセル料は、利用予定日の3日前から前日までは利用料金の3分の1の額、利用予定日当日は利用料金の半額とする。

3 利用料金は利用後15日以内に、またキャンセル料は速やかに、現金払い又は銀行振込により支払わなければならない。なお、振込手数料は利用者が負担するものとする。

(駐車場等の利用)

**第8条** 駐車場の利用は無償とする。ただし、利用者は他の会館利用者の支障とならないよう指示された駐車範囲及び駐車台数を遵守しなければならない。

2 会議室の付帯備品の利用は無償とする。

(利用者の責務)

**第9条** 利用者は、会館施設や器物等に損害を与えた場合はこれを弁償しなければならない。

(特例)

**第10条** 会議室のうち小会議室については、地震等災害対応計画に基づく災害対策本部及び行政機関等との災害協定等に基づく災害対応業務等を実施する場として協会に占用させるものとする。

2 協会は、占用を受けた小会議室を前項の目的に支障のない範囲で組合員等に転貸することができるものとし、その取扱いはこの規程に準じるものとする。この場合、別紙「会館利用申込書」中、「袋井地区建設事業協同組合理事長」を「一般社団法人袋井建設業協会会長」と読み替えるものとする。

3 第1項の占用料は年額50万円とし、前項により転貸した場合の利用料金は協会に帰属するものとする。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程の改訂は、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程の改訂は、令和4年4月1日から適用する。

#### 附 則

この改正は、令和8年1月1日から施行する。

## 別表

## 袋井建設業会館 利用料金

(単位：円、税込)

区 分		特 別 会議室 (会長室)	小会議室	大会議室	第 一 会議室 (役員室)	第 二 会議室 (委員会室)
組 合 員 等	午前 ( 8:30~12:00)	750	1,500	4,500	1,500	1,500
	午後 (13:00~17:00)	750	1,500	4,500	1,500	1,500
	全日 ( 8:30~17:00)	1,500	3,000	9,000	3,000	3,000
組 合 員 等 以 外	午前 ( 8:30~12:00)			9,000		3,000
	午後 (13:00~17:00)			9,000		3,000
	全日 ( 8:30~17:00)			18,000		6,000

注：第3条第1項ただし書きの規定により利用するときの利用料金は上記の区分による料金の2倍の額とし、第3条第2項ただし書きの規定により利用するときの利用料金は次式（全日の利用料金÷4×利用時間）により算出した額とする。

別紙

### 袋井建設業会館利用申込書

袋井地区建設事業協同組合理事長 様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり袋井建設業会館を利用したいので申し込みます。

利用年月日	年 月 日 ( 曜日)		
利用時間	時 分～ 時 分		
行事名称			
利用内容			
利用団体名			
利用責任者		電話番号	
利用予定者数			

利用したい会議室・付帯備品に○を付し、駐車場の利用希望を記入してください。

※1 特別会議室、小会議室、第一会議室の利用は組合員等に限りませう。

※2 付帯備品が利用できない場合や駐車場の希望に応じられない場合があります。

会議室	※特別会議室 (会長室)	※小会議室	大会議室	※第一会議室 (役員室)	第二会議室 (委員会室)
付帯備品	ホワイトボード・プロジェクター・スクリーン・音響設備				
駐車場	利用希望 有 ・ 無			台数	台

承認欄

承認 ・ 否認	利用料金	事務局長	担当
	円		

